田中氏庭園	島根県鹿足郡津和野町後田字殿町	ロ六八番
	同　後田字山根丁	ロ七〇番一、ロ七〇番二
椿氏庭園	島根県鹿足郡津和野町後田字本町	ロ一九一番
	同　後田字万町	ロ五一五番

○厚生労働省告示第二百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第27部として次のように加える。

第27部　内用補正加算	薬価基準収載医薬品名	規格単位	(23)薬価
	（ワ）		円
㊒	リスペリドン内用液0.5mg分包「ファイザー」	0.1%0.5mL 1包	32.00
㊒	リスペリドン内用液1mg分包「ファイザー」	0.1% 1mL 1包	57.80
㊒	リスペリドン内用液2mg分包「ファイザー」	0.1% 2mL 1包	104.50
㊒	リスペリドン内用液3mg分包「ファイザー」	0.1% 3mL 1包	150.90

○厚生労働省告示第二百六十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第6に第7部として次のように加える。

第7部　内用追補	薬品名	規格単位	(6)薬価
	（ワ）		
㊒	リスペリドン内用液0.5mg分包「マイラン」	0.1%0.5mL 1包	
㊒	リスペリドン内用液1mg分包「マイラン」	0.1% 1mL 1包	
㊒	リスペリドン内用液2mg分包「マイラン」	0.1% 2mL 1包	
㊒	リスペリドン内用液3mg分包「マイラン」	0.1% 3mL 1包	

○厚生労働省告示第二百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三第七号を次のように改める。

七　削除

第三に次の二号を加える。

五十一　経皮的乳がんラジオ波焼灼（しゃく）療法　早期乳がん（長径が一・五センチメートル以下のものに限る。）

五十二　インターフェロンα皮下投与及びジドブジン経口投与の併用療法　成人T細胞白血病リンパ腫（症候を有するくすぶり型又は予後不良因子を有さない慢性型のものに限る。）

○経済産業省
環境省告示第八十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年五月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月一日

経済産業省
国土交通省
環境省

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－89	キャタピラー　K2　D4	WDP－C4.4	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○経済産業省
国土交通省告示第八十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年五月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月一日

経済産業省
国土交通省
環境省

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－90	キャタピラー　N－E　D6	WDR－C6.6	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○経済産業省
国土交通省告示第八十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年五月二十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月一日

経済産業省
国土交通省
環境省

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－91	コベルコ　UDS－E E04	J08E－UV	コベルコクレーン株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号

○経済産業省
国土交通省告示第八十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年五月二十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月一日

経済産業省
国土交通省
環境省

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－92	タダノ　UDS－T007	6M60－TLE 3BA	株式会社タダノ	香川県高松市新田町甲34番地